

平成八年厚生省・建設省令第一号

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令を次のように定める。

（公営住宅法第四十五条第一項の事業）

第一条 公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次条において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次条において「小規模住居型児童養育事業」という。）
- 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業
- 四 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五号）第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）
- 五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）

（法第四十五条第一項の者）

第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
- 二 医療法人
- 三 一般社団法人又は一般財団法人
- 四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づき設立された特定非営利活動法人
- 五 小規模住居型児童養育事業を行う者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この号において「都道府県等」という。）から委託を受けているもの又は児童自立生活援助事業を行う者で同法第三十三条の六第一項の規定により都道府県等から委託を受けているもの
- 六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの
- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活援助を行うもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年四月二十六日厚生省・建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月二十五日厚生省・建設省令第四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成四年三月二十九日厚生労働省・国土交通省令第一号）

この省令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）の一部の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成七年六月二十九日厚生労働省・国土交通省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日厚生労働省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年九月二十九日厚生労働省・国土交通省令第三号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成二十年一月二十八日厚生労働省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日厚生労働省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年九月三十日厚生労働省・国土交通省令第四号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年九月二日厚生労働省・国土交通省令第三号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二十三日厚生労働省・国土交通省令第一号）

抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十八日厚生労働省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月二十五日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十七日厚生労働省・国土交通省令第一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日厚生労働省・国土交通省令第二号)

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二十二日厚生労働省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十五日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。